

福島市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を総合的、効果的に推進するため、福島市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 本部には本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の総合的企画立案及び連絡調整に関する事。
- (2) 男女共同参画計画の推進に関する事。
- (3) 男女共同参画の総合的調査、啓発及び広報に関する事。

(幹事会)

第4条 本部会に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。幹事長は総務部次長の職にある者をもって充て、副幹事長は総務部男女共同参画センター所長の職にある者をもって充てる。

(幹事会の所掌事項)

第5条 幹事会は、本部長の命により、調査又は研究にあたる。

2 幹事長は、前項の規定により、調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

(招集)

第6条 本部会議は本部長が招集し、幹事会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年5月30日から施行する。
- 2 福島市婦人行政庁内連絡会設置要綱（平成元年5月25日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この要綱は、平成21年12月28日から施行する。
- 19 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 20 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 21 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 22 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

| |
|---------|
| 市長 |
| 副市長 |
| 教育長 |
| 水道事業管理者 |
| 政策統括監 |
| 市長公室長 |
| 総務部長 |
| 財務部長 |
| 商工観光部長 |
| 農政部長 |
| 市民安全部長 |
| 環境部長 |
| 健康福祉部長 |
| こども未来部長 |
| 建設部長 |
| 都市政策部長 |
| 教育部長 |
| 水道局長 |
| 消防長 |

別表 2

| | |
|--------|--|
| 市長公室 | 広報課長 |
| 総務部 | 総務部次長 総務企画課長 行政経営課長 人事課長 男女共同参画センター所長 |
| 財務部 | 管財課長 |
| 商工観光部 | 商業労政課長 |
| 農政部 | 農業振興室次長 |
| 市民安全部 | 生活課長 市民協働課長 危機管理室次長 |
| 環境部 | 環境課長 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課長 生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 健康推進課長 |
| こども未来部 | こども政策課長 こども育成課長 |
| 建設部 | 建築住宅課長 |
| 都市政策部 | 都市計画課長 |
| 教育委員会 | 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 |
| 消防本部 | 消防総務課長 |
| 水道局 | 水道総務課長 |